

## お知らせ 人権擁護委員の委嘱

### 【新任】

松山 道子さん  
(玉瀧 3395 番地)

### 【再任】

前嶋 智子さん  
(柘植町 7668 番地の 2)

人権の大切さを広めるための啓発活動や人権相談、人権侵害の未然防止などに取り組んでいただきます。

### 【問い合わせ】

人権政策・男女共同参画課  
☎ 47-1286 FAX 47-1288  
津地方法務局伊賀支局  
☎ 21-0804 FAX 21-1891

## お知らせ ~看護師をめざす皆さんへ~ 看護学生修学資金制度

### 【対象者】

看護師の資格を取得するため、看護専門学校または看護系大学に入学・在学する人で、養成施設を卒業後、病院で看護師として勤務を希望する人

### 【募集人数】

若干名

### 【貸与額】

月額 100,000 円、または月額 50,000 円

### 【返還の免除】

養成施設を卒業後、1年以内に看護師免許を取得し、引き続き次の期間を上野総合市民病院で勤務した場合に修学資金の返還を免除します。

○ 5万円の場合：貸与を受けた期間に相当する期間

○ 10万円の場合：貸与を受けた期間の 1.5 倍に相当する期間

### 【必要書類】

○ 看護師等修学資金貸与申請書

○ 入学説明書または在学証明書

○ 履歴書 (写真添付)

### 【選考方法】

書類審査・面接・作文  
申請を希望する人は、必ず事前にお問い合わせください。

### 【問い合わせ】

上野総合市民病院経営企画課

☎ 24-1111

FAX 24-1565



## お知らせ 保育所(園)を統廃合します

子どもの社会的な発達を促す健全な集団保育を保障し、保育サービスを維持向上させるため、次のとおり、保育所(園)を統廃合します。

### ◆柘植保育園・柘植第2保育園を統廃合 ⇒柘植保育園

時期：平成 28 年 4 月  
場所：柘植第 2 保育園

### ◆比自岐保育所を閉所

時期：平成 27 年度末

### 【問い合わせ】

こども家庭課  
☎ 22-9658 FAX 22-9646

## お知らせ 放課後児童クラブの新設

平成 28 年 4 月から、次の放課後児童クラブを新設します。

これにより、昼間、保護者のいない家庭などの子どもたちに対し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し支援することで、子どもたちの健全育成に取り組めます。

### ◆成和西放課後児童クラブ

大内 748 番地 (民家)

### ◆成和東放課後児童クラブ

猪田 1274 番地 (田中公民館)

### 【問い合わせ】

こども家庭課  
☎ 22-9654 FAX 22-9646

## お知らせ ジェネリック医薬品を ご存じですか

ジェネリック医薬品とは、低価格で安全性や効き目は新薬と同等と認められている後発医薬品のことです。品質もほぼ同じなので、薬代を節約できます。

医師や薬剤師に相談して、薬代の負担を軽くしませんか。

### ◆「ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ」を発送します

### 【対象者】

後期高齢者医療保険に加入している人で、生活習慣病などの医薬品を長期に処方され、一定額 (200 円) 以上の軽減が見込める人

### 【発送時期】

2 月中旬 (次回は 8 月中旬を予定)

### 【問い合わせ】

三重県後期高齢者医療広域連合  
☎ 059-221-6884



## 伊賀市の人口・世帯数

(平成 27 年 12 月 31 日現在)

人口 94,708 人

(男) 46,196 人 (女) 48,512 人

世帯数 39,544 世帯

## インターネット 公売

○ せり売り方式  
⇒ (せ)  
○ 入札方式 ⇒ (入)

公売の対象は市税の滞納処分として差し押さえた財産です。

### ◆市ホームページ掲載開始日時

○ (せ)：2 月 15 日 (月) 午後 4 時

### ◆参加申込期限

○ (せ)：2 月 26 日 (金) 午後 11 時

※ 諸事情により中止になる場合があります。詳しくは、市ホームページでご確認ください。

### 【問い合わせ】

収税課

☎ 22-9612 FAX 22-9618

## お知らせ 枯れ草火災を防止しましょう

春先には各地であぜ焼きや枯れ草の焼却が行われ、これが原因で火災が発生しています。



火災と間違ような火煙を発生させる恐れのあるときは、事前に消防署に届け出てください。

枯れ草は、一度火がつくと一気に燃え広がるため、周辺に住んでいる人に迷惑と不安を与えます。

特に建物に近いところにある枯れ草を刈り取らずに放置することは大変危険です。早い時期に刈り取りましょう。

### 【問い合わせ】

消防本部予防課

☎ 24-9105 FAX 24-9111

## 今月の納税

○ 納期限 2 月 29 日 (月)

納期限内に納めましょう

固定資産税 (4 期)

国民健康保険税 (8 期)

※ 納税は便利な口座振替で

### 【問い合わせ】

収税課 ☎ 22-9612

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

まちかど通信

コラム

図書・救急など

## 催し 大山田温泉さるびの 2月イベント情報

### ○ 柵屋 ぜんざいまつり

【とき】

2月7日(日) 午前11時～

【ところ】 さるびの温泉敷地内柵屋

【内容】

ぜんざいのふるまいやよもぎ餅などの特売

### ○ ちんどん富都路 公演

【とき】 2月13日(土)

【ところ】 さるびの温泉施設内

【内容】

歌謡曲・演歌・童謡・ポップス・ジャズなど

第1ステージ：午前11時～正午

第2ステージ：午後1時～2時

### ○ ふるさと工房パン祭り

【とき】 2月14日(日)

詳しくは、さるびののホームページをご覧ください。

### ○ 毎月第4日曜日 ワンコインデー

【とき】 2月28日(日)

【内容】

入浴料 一般・高齢者 500円

※ 小人 400円、身体障がい者 400円、身体障がい児 200円は通常料金です。

【問い合わせ】

大山田温泉さるびの

☎ 48-0268 FAX 48-9811

大山田支所振興課

☎ 47-1150 FAX 46-1764

## 催し 『初瀬街道の 宿に残る講看板』 展示

初瀬街道阿保宿に残る「講看板」を特別展示します。

日頃、「初瀬街道交流の館たわらや」で展示している講看板の数は限られています。

初瀬街道まつりの日に合わせて、当日限定で会場を公民館に移し、三重県有形民俗文化財に指定された78枚の内、30枚を展示します。

大切に保管されてきた講看板から、往時のにぎわいに思いを馳せてみてはいかがでしょうか。

【とき】

3月6日(日)

午前10時～午後3時

【ところ】

青山公民館 1階ロビー

【問い合わせ】 青山公民館

☎ 52-1110 FAX 52-1211

## お知らせ 確定申告は正しくお早めに

【申告納税期限】

○ 所得税・復興特別所得税、贈与税  
3月15日(火)

○ 消費税・地方消費税  
3月31日(休)

確定申告書の作成には、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

※ 所得が給与や公的年金のみの人を対象とした申告書作成画面を新設しました。初めての人でも操作しやすくなっています。

【問い合わせ】

上野税務署 ☎ 21-0950

※ 自動音声案内に従ってください。

## 催し 寺田市民館 「じんけん」パネル展

【とき】 2月25日(木)まで

午前8時30分～午後5時

※ 土・日曜日、祝日を除く。

【ところ】 大山田農村環境改善センター 1階ロビー

※ 寺田市民館・寺田教育集会所は大規模改修工事のため展示場所を変更して開催します。

【内容】 「自閉症のことを知っていますか？」

自閉症は、その言葉のイメージから、心を開かず自分の殻に閉じこもり、周囲の人に打ち解けないと勘違いされることがありますが、実際はそうではありません。その特性が理解されにくいことから、本人や家族、関わる人々を戸惑わせることがあります。

自閉症の人が暮らしやすい環境を築けるよう、正しく理解していただくためのパネル展です。

【問い合わせ】

寺田市民館 ☎/FAX 23-8728

## 催し あやま芸能まつり

【とき】

2月28日(日) 午前9時30分～

【ところ】

あやま文化センター さんさんホール

【内容】 歌・踊り・演奏など

阿山公民館サークルなどが出演します。

【問い合わせ】 阿山公民館

☎ 43-0154 FAX 43-9019

## お知らせ 阿山小学校と鞆田小学校が 統合します

阿山地区では継続して小学校区の再編を協議してきました。この度、地区の協議が整い、平成28年4月に阿山小学校と鞆田小学校が統合することになりました。

複式学級の解消により教育環境の充実をめざします。

【統合後の名称・所在地】

伊賀市立阿山小学校

馬場1045番地（現阿山小学校の住所）

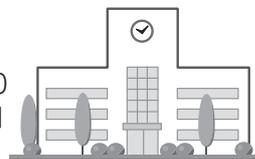
※ 新しい小学校は児童数約270人、普通学級10クラスの学校になる予定です。

【問い合わせ】

教育総務課

☎ 47-1280

FAX 47-1281



## お知らせ ～国民健康保険に 加入している皆さんへ～ 市・県民税の申告が必要です

○ 所得により、保険税額が減額されることがあります

伊賀市では、保険税額を算定する際に、法令により定められた所得基準を下回る世帯については、世帯の所得額により均等割額と平等割額の7割・5割・2割を減額します。

○ 減額には、市・県民税の申告が必要です

減額に該当するかどうかは、世帯主とその世帯の被保険者全員の総所得金額などの合算額により判定します。収入状況が不明な人がいる世帯については、減額できません。

前年に収入が全くなかった人や、障害年金・遺族年金などの非課税所得のみの人で、市内在住のどなたにも扶養されていなかった人は、国民健康保険税の賦課資料にもなりますので、必ず市・県民税の申告をしていただきますようお願いいたします。

【申告期間】

2月16日(火)～3月15日(火)（土・日曜日を除く。）

※ 市・県民税の申告について、詳しくは広報いが市1月合併号をご覧ください。

【問い合わせ】

保険年金課

☎ 22-9659 FAX 26-0151